

入院時の医療費と食事代の 窓口負担額が軽減されます

国民健康保険被保険者証をお持ちの方

国民健康保険に加入している 70 歳未満の方が入院した時、事前に申請すると「国民健康保険限度額適用認定証」が交付され、入院時の 1 カ月の医療費の負担が自己負担限度額までとなります。また、世帯主とその世帯の国民健康保険被保険者全員が市民税非課税の場合（市民税非課税世帯）には、入院時の食事代が軽減される「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されます。

ただし、国民健康保険税の滞納がある世帯の被保険者には、これらの認定証の交付はできませんが、市民税非課税世帯の被保険者には、食事代のみ軽減される「標準負担額減額認定証」を交付します。

▶申請に必要なもの 国民健康保険被保険者証、印鑑

後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方

後期高齢者医療被保険者で市民税非課税世帯に属している方は、申請により入院時の 1 カ月の医療費の負担が自己負担限度額までとなり食事代が軽減される「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されます。

▶申請に必要なもの 後期高齢者医療被保険者証、印鑑

▶問い合わせ 国民健康保険については保険年金課国保担当（内線 271・272・273）
後期高齢者医療については保険年金課医療担当（内線 226・227）

県内での 新型インフルエンザへの 対応方法が変わりました

医療機関での受診

原則としてすべての医療機関で診察が可能となりました。発熱などの症状がある場合は、一般の医療機関（かかりつけ医など）で受診してください。

受診にあたっては、医療機関ごとに受診方法が異なる場合がありますので、事前に電話連絡のうえ、指示に従い受診してください。（受診時にはマスクを着用するなど感染拡大の防止に努めてください）



発熱相談窓口

24 時間対応していた県疾病対策課の発熱相談センターは 7 月 15 日で終了しました。現在は、各保健所の発熱相談センターが「新型インフルエンザ相談窓口」として市民や自宅療養する患者からの相談に対応しています。

埼玉県加須保健所 ☎0480-61-1217
（月～金曜日の午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分）
▶問い合わせ 保健センター ☎553-0053

ご存じですか 児童扶養手当などの制度

制度の利用に際しては、それぞれ所得の制限がありますのでご注意ください。

児童扶養手当

- ▶対象 次のいずれかに該当する子どもを育てている母または養育者
- 父母が婚姻を解消した子ども
 - 父が死亡または父の生死が明らかでない子ども
 - 父に一定の障害がある子ども
 - 父に 1 年以上遺棄されている子ども
 - 父が法令により 1 年以上拘禁されている子ども
 - 母が婚姻（内縁関係などを含む）によらないで妊娠した子ども
- ただし次のような場合には受けられません。
- ・申請する方や子どもが日本国内に住所を有さないとき
 - ・申請する方が公的年金を受けられるとき
 - ・子どもが父または母の死亡により支給される公的年金を受けられるとき
 - ・子どもが父に支給される公的年金の額の加算の対象となっているとき
 - ・子どもが児童福祉施設などに入所しているとき
- ▶支給期間 子どもが 18 歳になった年度末まで（政

令で定める障害があるときは 20 歳まで）※申請を受け付けた翌月分から手当の対象になります。

特別児童扶養手当

- ▶対象 精神または身体に一定の障害がある 20 歳未満の子どもを育てている方
- ただし、次のような場合は受けられません。
- ・申請する方や子どもが日本国内に住所を有さないとき
 - ・子どもが障害による公的年金を受けられるとき
 - ・子どもが児童福祉施設などに入所しているとき
- ▶支給開始 申請を受け付けた翌月分から
- ▶問い合わせ 子育て支援課子育て支援担当（内線 292）または子育て総合支援窓口 ☎556-2011

ひとり親家庭等医療費支給

- ▶対象 ひとり親家庭などで子どもを育てている方（養育者を含む）とその子ども
- ▶内容 医療費の一部を支給
- ▶支給開始 申請を受け付けた日から
- ▶問い合わせ 保険年金課医療担当（内線 226）